

**令和6年度山形県工賃向上推進事業（実行支援コーディネート業務）
業務委託基本仕様書**

1 事業の目的

県内の就労継続支援B型事業所が策定する工賃向上計画の見直し等に係る助言・指導や計画の実行に当たり関係支援機関等への紹介や取次ぎを行うことにより、工賃向上の実現を支援することを目的として、公募型プロポーザル方式により県が選定した事業者（以下「選定事業者」という。）に委託して事業を実施する。

2 事業の委託期間

委託期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

3 事業による支援対象者

当該事業による支援対象者は、県内の就労継続支援B型事業所（以下「事業所」という。）とする（令和5年12月1日現在で174事業所）。

4 事業の内容

（1）実行支援コーディネート業務

- ① 県内の就労継続支援B型事業所を対象に面談を行って事業所の事業内容や支援ニーズを把握し、計画の見直し等の助言・指導や計画の実行に必要な産業支援機関（※）や取引可能な民間企業等の紹介や取次ぎを行うものとする。
 - ② 支援を希望する事業所に対し、1事業所あたり2回程度実施するものとする。
 - ③ 原則として、支援は現地訪問により実施するものとする。
 - ④ 支援内容等の実施報告書は支援対象の事業所ごとに作成し、県に提出するものとする。
- （※）産業支援機関とは、商工会議所、商工会、山形県企業振興公社、山形県工業技術センター等の県内企業向けの支援機関。

（2）相談事業

支援対象の事業所から工賃向上に関する質問や相談の要望がある場合は、随時、電話又は電子メール等により対応するものとする。

5 その他

- （1）業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、県と受託者が協議の上、作業を進めること。
- （2）その他、仕様書に定めのない事項で、かつ業務遂行上必要となる事項については、その都度山形県と受託者が協議の上決定する。

6 仕様書の作成

仕様書は、基本仕様書及び選定事業者の企画提案書に基づき、県と選定事業者が協議の上、作成する。